

不当利得法における「使用利益」の範囲 (3)

油 納 健 一

【目次】

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 現行民法に至る経緯
 - 第 1 節 ボワソナード草案
 - 第 2 節 旧民法
 - 第 3 節 現行民法起草者の立場
 - 第 4 節 小括 (以上 37 卷 2 号)
- 第 3 章 民法成立後の判例・学説
 - 第 1 節 判例・裁判例
 - 第 1 款 “時間の経過による価値減耗が著しくない物”に関する判例
 - 第 2 款 最高裁昭和 51 年判決とこれより前の裁判例
 - 第 3 款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるとした裁判例
 - 第 4 款 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないとした裁判例
 - 第 5 款 その他の価値減耗分の賠償・返還に関する裁判例
 - 第 6 款 小括 (以上 38 卷 2 号)
 - 第 2 節 学説
 - 第 1 款 “時間の経過による価値減耗が著しくない物”に関する「使用利益」学説
 - 第 2 款 “時間の経過による価値減耗が著しい物”に関する「使用利益」学説
 - 第 1 目 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めない見解 (狭義)
 - 第 2 目 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含める見解 (広義)
 - 第 3 目 小括 (以上本号)
- 第 4 章 ドイツ法
- 第 5 章 DCFR 不当利得規定
- 第 6 章 むすび

第 2 節 学説

本節では、“時間の経過による価値減耗が著しくない物”の「使用利益」については、第 1 款で概略を示すにとどめ、“時間の経過による価値減耗が著しい物”の価値減耗分が「使用利益」の範囲に含まれるかについては、第 2 款

で検討することにする。

第1款 “時間の経過による価値減耗が著しくない物” に関する「使用利益」学説

1 まず、現行民法典成立後から大正期までの学説をみておこう。

第2章第3節で検討したように、現行民法典の起草者は「使用利益」の返還を明確に認めていたが、起草者たちが民法典成立後に公表した著書を見ると、不当利得の部分では「使用利益」に関する記述は全くみられない⁽⁴²⁾。

(42) 梅謙次郎『民法要義 卷之三債権編』863頁以下（有斐閣書房、第33版、1912年）。

もっとも、富井起草委員が校閲した岡松参太郎の著書（『注釈民法理由下巻債権編』447頁以下（有斐閣書房、第9版、1899年））には、民法703条の注釈の中で「受益者ノ返還義務ハ受ケタル給付ヲ返還スルノミナラス給付シタルモノヨリ收取シタルモノニモ亦及フモノトス」、「・・・返還ノ当時給付セラレタルモノニ因リ〔例之消費、蓄蔵、讓渡スル等ニ因リ〕利益シタルモノヲ返還スルコトヲ要スル・・・」という説明がある。「使用利益」の返還については記述されていないが、「使用利益」の返還を明確に認めていた起草者の見解に従うものと評価できよう。

これに対し、解除の部分で梅博士は、民法典成立後に公表した『民法要義』の中で、「使用利益」の返還を明確に否定している。すなわち、梅博士は、物から果実が生じたときはこの果実も返還すべきである。金銭については、これを受取った者が他に貸与して利息を取らなくても、又は、自らこれを使用するか他人に使用させるかにかかわらず、当然法定利息に等しい利益が生じると看做す。ドイツ民法は、物の使用者はこの使用の対価を払わなければならないとするが、これは細かすぎて実際に不便であるだけでなく、金銭以外のものは金銭のように使用によって必ずしも一定の利益を得るものとすることはできない。したがって、民法545条においては、「使用利益」の支払は必要ないとする、と述べている（梅・454頁）。

もっとも、第2章第3節で検討した穂積博士の解除の説明では、明らかに「使用利益」の返還を肯定していたことからすると、梅博士が民法典成立後に解除における「使用利益」返還否定の立場にあったのは事実であるとしても、起草段階で穂積説明と異なる立場にあったと評価することは慎重であるべきといえよう。

なお、このような梅博士の見解に反し、現行民法典成立後の判例では前節第1款でみたように、また、解除学説においては以下でみるように、「使用利益」の返還は肯定されるに至っている。

しかし、起草者たちの著書を除けば、現行民法典成立後から大正期までの不当利得に関する論文や債権各論の教科書・体系書の中には、「使用利益」に関する説明があり、起草者と同様これを返還すべきとする⁽⁴³⁾。

2 つぎに、昭和期以降に現れた公平説はどうであったか。

鳩山・末弘説批判を前提とした「占有の不当利得」説⁽⁴⁴⁾が我妻教授によって主張されてからは、果実・「使用利益」の返還は否定されるとする見解が広く認められるに至る⁽⁴⁵⁾。

これに対して、「占有の不当利得」説とは異なり、「使用利益」の返還を原則的に認めるという立場から、この問題に取り組む有力な学説も存在した⁽⁴⁶⁾。

(43) 井上義男「不当利得論」法律学経済学内外論叢 4 卷 3 号 69 頁、71 頁以下 (1905 年)、末弘巖太郎『債権各論』992 頁、994 頁 (有斐閣、1918 年)、鳩山秀夫『増訂日本債権法各論 (下巻)』837 頁、840 頁 (岩波書店、1924 年)。

(44) 我妻栄『債権法 (事務管理・不当利得)』177 頁以下 (日本評論新社、1930 年)、同「法律行為の無効取消に関する一考察 - 民法に於ける所有物返還請求権と不当利得との関係 -」『民法研究Ⅱ 総則』167 頁以下、170 頁、185 頁 (有斐閣、1966 年) (初出・穂積重遠編輯『春木先生還暦祝賀論文集』(有斐閣、1931 年))、同『事務管理・不当利得・不法行為』88 頁以下、92 頁 (日本評論社、1937 年)、我妻栄・有泉亨『法律学体系コンメンタール編 3 債権法』512 頁以下 (日本評論新社、1951 年)、我妻栄・有泉亨『民法 2 債権法』398 頁 (一粒社、第 3 版、1977 年) (この『民法 2 債権法』については、現在、勁草書房から出版されている第 2 版(2005 年)に至るまで全く変更されていない)。

(45) この「占有の不当利得」説に従うものとして、松坂佐一『不当利得論』417 頁以下 (有斐閣、1953 年)、同『民法提要 債権各論』194 頁以下 (有斐閣、1956 年)、同『事務管理・不当利得』42 頁以下、113 頁以下 (有斐閣、1957 年)、吾妻光俊『債権法』283 頁 (弘文堂、新版、1964 年)。

(46) 石田文次郎『債権各論講義』251 頁以下 (弘文堂書房、1937 年)、同『債権各論』249 頁 (早稲田大学出版部、1947 年)、谷口知平『不当利得の研究』280 頁以下 (有斐閣、1949 年)、梅原重厚「給付の目的たる結果の不発生に因る不当利得」日本法学 2 卷 9 号 60 頁以下 (1936 年)、石田文次郎『債権各論講義』252 頁 (弘文堂書房、1937 年)、同『民法大要 (債権各論)』129 頁 (有斐閣書房、1938 年)、同『債権各論』250 頁 (早稲田大学出版部、1947 年)、勝本正晃『債権法各論概説』257 頁 (巖松堂書店、1948 年)、宗宮信次『債権各論』359 頁 (有斐閣、1952 年)。

3 その後、現在において通説的地位を占める類型論が登場する。以下では、「他人の財貨からの利得」と給付利得に区別した上で、「使用利益」の返還についてみていくことにしよう。

（1）「他人の財貨からの利得」

「他人の財貨からの利得」の場合には、物権的請求権と同じく、「財貨の保護」が問題となる（物権法に対応）⁽⁴⁷⁾。

持主に財貨を割当てるのが絶対権の本質であり、物の使用・収益などはその物の所有者に帰属している。すなわち、他人の物を使用・収益する者は、所有権の割当内容に従えば、本来所有者に帰属すべきはずであったものを手に入れることになる。

したがって、この割当内容に従えば、本来所有者が手に入れるべきであったが、利用者が法律上の原因なく手に入れたものの「利用」（賃料などの価値）は、返還の対象となる⁽⁴⁸⁾。これらは、一般的には客観的市場価格（賃料相当額）

(47) ここで紹介・検討する学説はすべて、民法 189 条の適用がないことを前提とし、「他人の財貨からの利得」における「使用利益」を論じていることに注意。

(48) 川村泰啓「不当利得における利益と損失 - 不当利得原理の法律学的構成をめぐって -」法学教室別冊ジュリスト第 2 号 29 頁以下（1961 年）、同「返還さるべき利得の範囲（三） - とくに「利得の消滅」の問題を中心として -」判例評論 64 号 35 頁（1963 年）、同「返還さるべき利得の範囲（四） - フォン・ケメラーの不当利得論 -」判例評論 65 号 30 頁（1964 年）、同「不当利得返還請求権の諸類型（二） - 類型論の具体的展開 -」判例評論 77 号 64 頁（1965 年）、同「『所有』関係の場で機能する不当利得制度（四）」判例評論 124 号 104 頁（1969 年）、同「『所有』関係の場で機能する不当利得制度（五）」判例評論 125 号 100 頁（1969 年）。

また、この川村説に従うものとして、好美清光「法律関係の清算と不当利得 Ⅲ 不当利得の類型論」私法 48 卷 35、40 頁（1986 年）、同「不当利得法の新しい動向について（上）」判タ 386 号 19 頁（1979 年）、同「不当利得法の新しい動向について（下）」判タ 387 号 24 頁（1979 年）、川角由和『不当利得とはなにか』170 頁（日本評論社、2004 年）（初出・「不当利得とはなにか（1）（2・完）」島大法学 32 卷 3・4 号 165 頁以下、33 卷 1 号 145 頁以下（1989 年））などがある。

に基づいて算定される。

ただし、利用者が善意で、手に入れたものの価値が現存していない場合は、例外として、第二次的に、利得の消滅が考慮されることになるが⁽⁴⁹⁾、返還義務の縮減を考慮しないとする見解もある⁽⁵⁰⁾。

(2) 給付利得

これに対して、「給付利得」の場合には、債権が存在しなかったために、給付の受領者は不当に利得していることになり、この給付利得返還請求権の内容は、第一次的には、「給付されたもの」の返還、あるいはこの返還が不能の場合は「給付されたものの価値」の返還である⁽⁵¹⁾。

ただし、善意受領者のところに「給付されたもの」やその価値が現存していない場合は、例外として第二次的に、利得の消滅が考慮されることになり、「出費の節約」概念は利得の消滅に制限を加えるためにのみ用いられる⁽⁵²⁾。

以上の給付利得の基本枠組を前提に、利用型給付利得（賃貸借など継続的給付による利得）と移転型給付利得（売買など一時的給付による利得）について、つぎのように主張されている。

① 利用型給付利得

利用型給付利得においては、たとえば、無効又は取り消された賃貸借契約ならば、利用者が目的物と「利用」（「利用チャンス」）を取得したことになる

(49) 川村・前掲注(48)「『所有』関係の場で機能する不当利得制度(四)」104頁以下。

(50) 川角・前掲注(48)209頁(初出・「不当利得法における『出費の節約』観念の意義－ひとつの批判的考察－」島大法学34巻2号1頁以下(1990年))。

(51) 川村・前掲注(48)「不当利得における利益と損失」30頁、同・前掲注(48)「返還さるべき利得の範囲(四)」30頁、同「契約の無効・取消と不当利得」松坂佐一・西村信雄・舟橋諄一・柚木馨・石本雅男先生還暦記念『契約法大系Ⅶ 補巻』180頁(有斐閣、1965年)。

(52) 川村・前掲注(48)「返還さるべき利得の範囲(四)」31頁。

から、これらが返還義務の対象となる⁽⁵³⁾。

また、利用者が善意であっても返還義務の縮減を認めないとする見解があるが⁽⁵⁴⁾、利用者が善意であれば、出費の節約の限度で返還すべきとする見解もある⁽⁵⁵⁾。

この他に、利用型契約の無効・取消の場合は、解除の場合に準じて、無効主張時から将来に向かってのみ無効の効果が認められるべきとする見解⁽⁵⁶⁾や、この見解と不当利得法的清算の考え方を折衷した見解⁽⁵⁷⁾もある。

② 移転型給付利得

双方の債務が履行されている場合は、民法 575 条の類推により利息と使用利益は相互に見あっているものと見て、いずれも返還される必要がないとする見解⁽⁵⁸⁾など、利用型給付利得と異なり、そもそも返還義務の対象を明確にしようとするものは見受けられない。

(53) 川村・前掲注(51)「契約の無効・取消と不当利得」184頁、同・前掲注(48)「不当利得返還請求権の諸類型(二)」64頁、同「給付利得制度 - 契約関係の場で固有に機能する不当利得制度」判例評論143号116頁(1971年)。

この川村説に従うものとして、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(上)』135頁(青林書院新社、1981年)、花本広志「物から生じる収益と不当利得(3)・完」判タ708号46頁(1989年)、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』37頁(有斐閣、第3版、2001年)、鈴木禄弥『債権法講義 三訂版』702頁以下(創文社、1995年)。

(54) 川村・前掲注(51)「契約の無効・取消と不当利得」185頁、同・前掲注(48)「不当利得返還請求権の諸類型(二)」65頁。

(55) 澤井・前掲注(53) 37頁、39頁。

(56) 山田幸二『現代不当利得法の研究』457頁以下(創文社、1989年)(初出「物の利用・収益と不当利得(1)(2) - 民法189条と703条との関係を中心として」民商法雑誌79巻1号・2号(1978年))。

(57) 加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』414頁以下(有斐閣、1986年)、同『事務管理 不当利得』141頁以下(三省堂、1999年)、同『事務管理・不当利得・不法行為』71頁以下(有斐閣、第2版、2005年)。

4 以上からすると、“時間の経過による価値減耗が著しくない物”の「使用利益」について学説は、その理論構成こそ多岐にわたるものの、起草者や判例と同様、「使用利益」返還を認める傾向に変わりはないといえよう。

第2款 “時間の経過による価値減耗が著しい物”に関する「使用利益」学説

以下でみる“時間の経過による価値減耗が著しい物”に関する学説の中で、物の価値減耗と「使用利益」の関係を真正面から取り上げるのは(1)～(3)の見解のみである。もっとも、これらは、すべて(5)判決の評釈やこれに関連するものであるため、解除法を前提としている点に注意が必要である。

第1目 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めない見解(狭義)

1 まず、「使用利益」の範囲を狭義に捉え、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めないとするのは、つぎの北村説のみである。

(1) 北村実

「・・・自動車の使用利益とは何かという問題がある。たとえば土地のようにその価値が使用によってほとんど減少しないものところが、自動車は通常の使用によっても容易にその価値が減少する。元来自動車の賃料には、使用による自動車の価値の減損分とその他の諸経費および利潤分が含まれており、同じく使用料賃料といっても土地などとは異なると思われる。ここで、価値の減損分は、本来、給付物の返還を契約締結前の原状でいかに実現する

(58) 四宮・前掲注(53)132頁、加藤・前掲注(57)『財産法の体系と不当利得法の構造』454頁以下、同・前掲注(57)『事務管理 不当利得』150頁以下、同・前掲注(57)『事務管理・不当利得・不法行為』74頁、広中俊雄『債権各論講義』410頁(有斐閣、第6版、1994年)、鈴木・前掲注(53)701頁。

もっとも、加藤教授は、対価的バランスが崩れている場合には、民法575条の予定した利益状況と異なった状況となるから、同条の準用は考えるべきではないと主張される。

かという問題と考えられなくはない。とすれば、これは使用利益返還関係の問題ではなく給付物返還関係の問題と考えるべきではないか。」⁽⁵⁹⁾

「・・・使用利益を相当賃料を基準に算定すれば、より長期間にこのような事態が生ずれば、それは買主に返還される代金をはるかに越えることも考えられる（本件の場合も、Yは使用利益を賃料を基準に1年で約48万円であると算定し、解除時の原物の時価は27万1000円なので、ただそのうち自動車の価値の減少分30万4000円だけの控除を求めるとしている・・・）」⁽⁶⁰⁾

昭和51年判決の事案に基づいて検討すると、XのYに対する30万円余（価値減損分）の返還を「使用利益としてではなく、給付物の価値の減損分の価格返還として認めるならば、いかなる事態のもとでもYへの返還が、Xへの代金返還額を越えるということはない。また、Xが売っても27万円しか得られなかった自動車を引き揚げられたために、逆に、57万円余の代金の返還をうけるという「不公平」もない、といえないだろうか。」⁽⁶¹⁾

2 売買契約に基づき給付された目的物が一部損傷した後にこの契約が解除された場合は、買主の売主に対する原状回復義務の内容は、この一部損傷した給付目的物の返還及び一部損傷分の価格返還である、とする見解が有力に主張されている⁽⁶²⁾。

そこで、北村説は、この見解を前提にした上で、給付目的物が“時間の経過による価値減耗が著しい物”である場合、価値減耗分を一部損傷分と同様に捉えるものと考えられる。すなわち、価値減耗した給付目的物の返還及び

(59) 北村実「判批」法時48巻10号117頁以下（1976年）。

(60) 北村・前掲注（59）117頁。

(61) 北村・前掲注（59）118頁。なお、この北村説の趣旨に従い、自動車のような物の「減価」は民法545条2項の利息に対応するものではないと主張するものとして、田中教雄「判批」別冊ジュリスト196号101頁（2009年）がある。

(62) この点については、後述する本章第3節を参照。

価値減耗分の価格返還を認めることにより、価値減耗分の返還を給付目的物返還の問題とし、「使用利益」返還の問題としない。

このように、「使用利益」の範囲を狭義に捉えて価値減耗分を「使用利益」の範囲に含めないとする根拠として、北村説は、「使用利益」額が賃料相当額を基準に算定される場合、その額は使用期間が長くなれば給付物の価値を超えてしまうこと、価値減耗した目的物と引換えに売買代金の返還を受け取るという不公平も生じないことを挙げる。

3 価値減耗分の返還を「使用利益」ではなく、給付目的物返還の問題とした北村説の主張は、極めて重要と思われる。もっとも、北村説がその理由として示すのは、2つの実質的根拠にとどまっている。

問題となる状況を実質的に評価して「使用利益」の範囲の広狭を判断することに並行して、そもそも「使用利益」はいかなる利益か、いかなる法的性質を有するののかについても検討する必要があるように思われる。なぜなら、「使用利益」の範囲に価値減耗分が含まれるかは、そもそも「使用利益」がいかなる利益かを解明することによって、導き出されるように考えられるからである。

第2目 「使用利益」の範囲に価値減耗分を含める見解（広義）

1 つぎに、「使用利益」の範囲を広義に捉え、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含めるとするのは、つぎの好美説・川角説である。

(2) 好美清光

「・・・金銭と異なり、物は使用により価値が低下し（建物、とくに自動車など）、その分使用利益に転嫁しなければならないのに、元金と物だけを返還させあうのでは、妥当な清算とはいえない。」⁽⁶³⁾

(3) 川角由和

昭和51年判決においては、「・・・買主Xの「使用利益」返還と売主Yの代金利息返還とが、はたして対価的均衡を保ちえただろうか。「使用利益」を「利息」額に拘束せしめる限りにおいて、その答えは否、であろう。なぜなら、代金57万5000円にかかる法定利息年利5分の金額とは、2万8750円にすぎず、とうてい本件「使用利益」（30万円余）には及びえないからである。そもそもここに対価的バランスはないのである。問題の鍵を握るのは、もっぱら視座の転換であろう。すなわち、「使用利益」であるからには民法545条2項の利息とバランスをとらなければならない、とする考えを、まずは捨てるべきである（むろん、かかる利息分に対応して使用利益が返還されうる形で実質的に対価的均衡が担保されうるケースならば別であるが）。つまるところ本件目的物たる自動車のように、「使用」によってその時価そのものが大幅に低下している場合には、そもそも「使用利益」を「利息」の限度において返還せしめる、とする発想そのものがなじまないのである。

・・・かくして結局、広義の「使用利益」には「消費利益」も含まれる、と解すべきであろう。その「消費利益」とは、同時に減価償却費などと称されうるものとほぼ対応する。・・・」⁽⁶⁴⁾

「・・・およそ機械工具類、自動車類、などいわゆる耐久消費財が問題となりえよう。かかるケースでは、一見したところ目的物は受領当時のままで返還されうるのであるが、しかしその交換価値は、利用行為によってかなり減少せざるをえないという属性をもつ。つまりかかる「利用行為」とは減価償却行為と裏腹であって、要するに減価償却分だけ利用者は「消費利益」を享受した、のである。給付目的物をそれだけ「食った」のである。したがって、このような消費利益は、もはや固有狭義の「使用利益」としてではなしに、

(63) 好美清光「契約の解除の効力 ―とりわけ双務契約を中心として―」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系 第2巻 現代契約の法理（2）』184頁（有斐閣、1984年）。

(64) 川角・前掲注（48）395頁以下（初出・「双務契約の解除に関する一考察―いわゆる『使用利益』返還義務の帰趨」島大法学33巻2号1頁以下（1989年））。

給付目的物が転化したところの目的物そのものの実体価値（交換価値）を構成する、というべきであろう（先の北村説を参照されたい）。・・・」⁽⁶⁵⁾

以上の考察を経て、以下、結論を要約する。

「① まず、本件〔8〕判決⁽⁶⁶⁾における X - Y 間での売買契約締結時の代金 57 万 5000 円と返還不能時の評価額約 27 万円との差額 30 万円余は、原則として買主 X の 1 年間の使用（利用行為）による減価償却費に対応するところの「消費利益」として把握されるべきである。これ自体、本件給付目的物の本体を構成するものであって、利息との対価的均衡とは無関係に、買主 X から売主 Y に対して「原状回復」の客体として返還されるべきものにほかならない。

② ・・・

③ ところで、もっぱら代金の利息分と対価的均衡を保ちうるのは、固有狭義の「使用利益」、たとえば適正利潤（前掲〔7〕判決⁽⁶⁷⁾参照、ただし期待利廻りが法定利率の大きさに制約されなければならない）に限ると解すべきであって、前者の価額を限度として互いに相殺の対象とされることになる。したがって、たとえば X が自己の財産計画にそくして第三者に賃貸したことなどによる「使用利益」（賃料収益）も、その限度で清算されれば十分である。これを越える価値については、X の法律行為にもとづく収益（*commodum ex negotiatione*）として、固有に X に帰属する、と解すべきであろう。

④ さらに、仮に買主 X が、本件自動車を 1 年間ずっと自己のガレージに置いたままであり、利用行為の事実も、減価償却の事実もない、と抗弁したとしたら、どうだろう。もちろん、当該自動車の時価がほぼ売買契約締結時のままであれば問題はない。しかしながら、中古自動車市場の一般的傾向として当然の如くに目的物の評価額が下落したとするならば、その評価下落分

(65) 川角・前掲注 (48) 396 頁以下。

(66) 最高裁昭和 51 年判決（本章第 1 節第 2 款（5）判決）を指す。

(67) 長崎地判昭和 40 年判決（本章第 1 節第 2 款（3）判決）を指す。

はあくまで「原状回復義務」の客体として、買主Xの財産上の自己決定にもとづくリスクとみなされるべきであろう。すなわちXは、自ら投じた反対給付（売買代金）に代わって自己に給付せられた目的物を占有し、よってまさにその取得目的物の運命を彼の財産上のリスク（sein Vermögensrisiko）として引き受けることを自己決定したから、である。」⁽⁶⁸⁾

2 価値減耗分を「使用利益」の範囲に含めるとする好美説・川角説の中では、とくに川角説がその根拠を詳細に検討している。

川角説の要点は、つぎのとおりである。

すなわち、利用者は利用行為によって減価償却費に対応する「消費利益」を享受するのに対して、この「消費利益」に相当する部分につき、物の交換価値は減少することになるから、北村説が主張するように、この「消費利益」は目的物本体（目的物そのものの交換価値）を構成する。

したがって、この「消費利益」は、代金の利息（適正利潤・法定利率）分に相当する狭義の「使用利益」ではなく、広義の「使用利益」に含まれると解すべきである。また、この広義の「使用利益」は、原状回復の客体（目的物本体）として返還されるべきものである。

自動車を駐車場に置いたままであったとしても、自動車の評価額が下落したならば、評価下落分は原状回復義務の客体となる。なぜなら、買主は、その取得目的物の運命を彼の財産上のリスクとして引き受けることを自己決定したからである、と。

3 川角説も、北村説と同様、価値減耗分（「消費利益」）の返還を給付目的物返還の問題とするにもかかわらず、「使用利益」の範囲に関しては、北村説と異なる立場に立つ。すなわち、代金の利息（適正利潤・法定利率）分に相当する利益は狭義の「使用利益」であり、価値減耗分は広義の「使用利益」

(68) 川角・前掲注(48) 402頁以下。

に含まれるとする。

給付目的物返還の問題であるとしながらも、何故に広義とはいえ「使用利益」の問題とするのか、ここには大きな矛盾があるように思われる。

また、北村説のところで述べたように、「使用利益」の範囲に価値減耗分が含まれるかは、そもそも「使用利益」がいかなる利益かを解明することによって導き出されるように考えられる。この点に関する検討を踏まえた上で、広義の「使用利益」の範囲に価値減耗分が含まれるかを考察する必要がある⁽⁶⁹⁾。

(69) 物の価値減耗と「使用利益」の関係を真正面から取り上げるのは、以上の(1)～(3)の見解にとどまるが、これらの他にも(5)判決の評釈やこれに関連するものがあり、参考のためここで紹介しておく。

○加藤雅信

「本件においては、Xは代金を全額支払い、Yも目的物を履行期にXに引渡した。従って、最終的に自動車の所有権をXに取得せしめ、登録名義をXにすることには失敗したものの、それ以外の債務はすべて履行されている。そして、契約解除に至るまでXは目的物を使用しえたと同時に、Yは代金として受領した金員を運用しえたのである。そして、Xの目的物の使用利益と、Yの受領代金の運用利益とが、対価的バランスを保っていることになる。・・・筆者は・・・、このようなケースでの解除には民法575条を準用して、果実(使用利益を含める)、代金利息の双方の請求を否定すべきである、と考えている・・・しかし、代金の一部が未払いである等、解除の場合の双方請求権の対価的バランスが崩れている場合には、利益状況が民法575条が予定していた状況と異なることになるから、民法575条は準用さるべきではないことになる。解除の例を離れるが、代金に関する錯誤があつて売買契約の不当利得的清算が問題となる場合等では、代金が全額支払済みであっても双方の不当利得返還請求権の対価的バランスが崩れており、民法575条の予定した利益状況と異なった状況となるから、575条の準用を考えるべきではないことになる・・・」(加藤雅信「判批」ジュリスト臨時増刊642号67頁以下(1977年)。なお、この575条準用説につき、加藤教授が不当利得について検討するものとしては、同・前掲注(57)『財産法の体系と不当利得法の構造』454頁以下、同・前掲注(57)『事務管理 不当利得』149頁以下、同・前掲注(57)『新民法大系V 事務管理・不当利得・不法行為』74頁がある。もっとも、価値減耗分を「使用利益」の範囲に含めるかについては、触れられていない。)

第3目 小括

以上からすると、解除法を前提とした（1）～（3）の学説は、価値減耗分の返還を肯定している点で共通するものの、「使用利益」の範囲に価値減耗分を含むかにつき見解を異にしており、また、各説にはそれぞれ問題点も見受けられる。

○山中康雄

売買目的物が引渡され代金が支払われてからは、目的物の果実・使用利益と代金の利息は等価的均衡関係を実現しているので、この限度で原状回復義務は生じないと解すべきである（山中康雄「判批」別冊ジュリスト78号109頁（1982年））。

○瀬川信久

実質的には、「解除について責を負う売主が使用利益の返還を求めるのは不当である。・・・通説は、使用利益の算定という困難な問題をもちこむことになる。・・・買主が実際に得た利益を算出することはむずかしい。買主が目的物の使用によって得た利益の中で、買主の出費・労力・経営能力等に由来するものを除き、目的物に由来するものを取り出さねばならないからである。以上から、権利の瑕疵による解除のように買主に帰責事由がないときは、買主は目的物の使用利益を返還する義務を負わない、と考える。このことの条文上の根拠としては、善意占有の果実収取権に関する189条1項の類推適用が考えられる。」（瀬川信久「判批」法学協会雑誌94巻11号108頁（1977年））

○谷口知平

「・・・何れか一方又は双方が履行した後に解除されたときの原状回復の内容を如何ように解すべきかはまことにむずかしい問題である。売買契約に限って考えても、売買契約をしなかった場合と同じ状態に経済的に双方を回復することが目的であることは抽象的にはいえるけれども、履行されたという事実を原状に戻すことは事実上不可能である。・・・賃料相当額が多額にのぼるときは、売買がなされなかった原状より売主が利得する結果になり他人の権利の売却により自ら権利を取得して移転することができないことの故に買主より解除された有責の売主が、売買しなかった場合より有利になるという不公平な結果になりはせぬか、売買解除の場合の原状回復を観念的にみれば、売主が代金とその利息とを、買主が目的物とその目的物の使用による減損補償額、又目的物滅失

の場合は売買による引渡しを受ける以前の客観的価格を返還することではなかろうか。返還目的物を第三所有者に追奪されて返還不能の場合にその客観価格返還義務を免れるとしても、引渡しを受ける以前の客観価格に充つるまでの減損分の補償をすることで原状回復がなされるので、これが代金額を上廻るときにはありえないのではないか・・・。」

このように、原状回復を実現するための価額算定については多様な考え方があり、結局、個々の具体的な場合において公平な結果をもたらすために損害賠償と不当利得の法理を基調として、売主の責めに帰すべき事由による買主の解除の場合は買主に有利に、これに対して買主の責めに帰すべき事由による売主の解除の場合は売主の有利に、原状回復を解釈するのがよいのではないか(谷口知平「判批」民商法雑誌 75 卷 4 号 707 頁以下(1977 年))。

○三宅正男

「・・・自動車のように使用によって損耗減価する物を、買主が相当期間使用した後追奪された場合、使用(耐用年数)の面からいえば、買主は全部追奪されたのではなく、善意で使用した期間は追奪を免れ売買の目的を達したことになる。従って、昭和 51 年判決のいうように、解除による原状回復として、究極的に所有者に帰すべき使用利益を中間的に売主に償還するという観点からでなく、一部追奪の場合の代金減額(563 条)に類似する措置として、買主の得た使用利益を売主が代金から差し引くことを認めるのが相当である。」(三宅正男『契約法(各論)上巻』243 頁(青林書院新社、1983 年)。また、この三宅説に従うものとして、高森八四郎「判批」別冊ジュリスト 105 号 103 頁(1989 年)、同「判批」別冊ジュリスト 137 号 105 頁(1996 年)、同「判批」別冊ジュリスト 160 号 109 頁(2001 年)、同「判批」別冊ジュリスト 176 号 109 頁(2005 年)。